

【説明】戸籍謄本等のコピーの提出等について

東京家庭裁判所家事部

- 1 (1) 家事事件（人事訴訟事件及び遺産分割等事件*は対象から除く。以下同じ。）に必要な戸籍謄本等（戸籍謄本、全部事項証明書、除籍謄本、改製原戸籍謄本、戸籍附票、住民票の写し等）については、原本に代えてコピー（写し）を提出することができます。
 - (2) 令和6年9月1日以降の戸籍謄本等の提出については、原本を手元に置いておく必要がある方は、できる限り、原本ではなくコピー（写し）での提出にご協力ください。
 - (3) 戸籍謄本等につき原本に代えてコピーを提出した場合については、審理の必要上、別途、原本の提出を求めることがあります。裁判所の事件が終了するまで、手元に原本の保管をお願いします。
- 2 戸籍謄本等のコピーのとり方については、次のとおり行ってください。
- なお、コピーのとり方が適切でない場合には、審理の必要上、別途、適切なコピーの提出を求めることがあります。
- (1) 原本のすべてのページをコピーすること
古い戸籍に掛紙（短冊状の紙）がついているときは、掛紙をおろした状態のコピーと掛紙をめくった状態のコピーを、それぞれとること
 - (2) ステープラーを外さずにコピーすること
 - (3) コピー機でコピーすること
写真撮影して印刷したものは不可
 - (4) A4判用紙にコピーすること
原本がA4判より小さいときも、拡大せず、等倍のままA4判の用紙にコピーすること
 - (5) 原本と同じ順番に重ねて、ステープラーでとじること

(※ 本取扱いの開始日：令和6年9月1日)

* 「遺産分割等事件」とは、家事第5部で取り扱う遺産分割事件、寄与分事件及び特別の寄与事件を指します。